

特定非営利活動法人 土浦わかもののまちプロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人土浦わかもののまちプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県土浦市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、土浦市を中心として、子どもや青少年をはじめとした若者の意見を反映した、まちづくりの推進を図る事業を行うことにより、もって若者の社会参画や社会教育および、土浦市の活性化・振興・発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 青少年の居場所づくり事業
 - ② 子どもや青少年の社会教育を図る事業
 - ③ 子どもや青少年の健全育成を図る事業
 - ④ 青少年の参画するまちづくりに関する情報の収集および調査研究
 - ⑤ 青少年の参画するまちづくりの推進を図る事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会員として入会しようとする未成年者は、代表理事が別に定める法定代理人（親権者、未成年後見人）による同意書を提出しなければならない。
- 4 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人以上2名以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができるほか、本人確認の可能なビデオ会議のシステムによって総会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会費の額
- (2) 予算の追加及び更生
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 事務局

(事務局の設置)

第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、代表理事が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 52 条 主たる事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (9) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 55 条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人ホームページに掲載して行う。

第 11 章 雑則

（細則）

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	酒井 慶太
副代表理事	井上 翔弥
理事	山崎 奈央
監事	宮崎 義幸

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	18 歳未満	0 円
	18 歳以上 25 歳未満	2,000 円
	25 歳以上	5,000 円

(2) 賛助会員

(ア) 個人会員

18 歳以上 25 歳未満	3,000 円/1 口
25 歳以上	5,000 円/1 口

(イ) 団体会員

団体構成員の 3 分の 2 以上が 25 歳未満の団体	5,000 円/1 口
上記以外の団体	10,000 円/1 口

様式例

役員名簿

特定非営利活動法人 土浦わかもののまちプロジェクト

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	酒井 慶太		無
副代表理事	井上 翔弥		無
理事	山崎 奈央		無
監事	宮崎 義幸		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

令和7年3月15日

特定非営利活動法人土浦わかもののまちプロジェクト
設立代表者 住所又は居所

氏名 酒井 慶太

1 趣 旨

- 人口減少は地方において喫緊の課題であり、生活関連サービスの縮小や税収減による行政サービスの縮小という問題に直面しています。地方における若年人口の流出は、インターネット等の発達により、まちとの関わりが希薄化したことが挙げられ、併せて青少年の社会性の低下という問題も生じさせています。
- これらの課題を解決するため、当団体は青少年の居場所づくりや青少年の参画するまちづくり、子どもや青少年の社会教育を実施することで、青少年がまちにおいて思い出を作り、シビックプライドを醸成することを通じて、人口流出を抑えるとともに、青少年の社会性の向上に貢献します。
- このような活動を行うに際して、各種契約を結ぶことや、さらなる補助金の獲得、支援体制の強化が必要となるため、法人格が求められますが、当団体は営利を目的としていないので、会社組織は似つかわしくなく、NPO 法人として設立することを決意しました。
- 法人化によって、より規模が大きく継続的な青少年の居場所づくりや社会教育活動が実現できるとともに、青少年の社会教育の担い手の育成・拡大にも寄与することができます。

2 申請に至るまでの経過

令和5年11月1日	任意団体として活動開始
令和5年11月21日	放課後こども食堂開催（以降月1回継続開催）
令和5年11月25,26日	土浦れんこんフェス共催
令和6年3月24日	関東高等学校選抜ヨット大会協力
令和6年6月18日	フードパントリー事業開始（ヨークベニマル提携）
令和6年7月21日	土浦ティーンズフェス主催
令和6年8月21,28日	夏休みこども文化教室開催

様式例

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 土浦わかもののまちプロジェクト

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の実 施予定場所 (C) 従事者の予定 人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 青少年の 居場所づ くり事業	・ 青少年の居場所となるユ ースセンターを開設する。 ・ 本年度は、来年度の開設 に向けた準備を行う。	・ 本事業年度は、 実施予定な し。	-	-
② 子どもや 青少年の 社会教育 を図る事 業	・ 高校生が主催し青少年が 集う地域イベントを開催 する。 ・ 高校生が主体となってい る子ども食堂を開催す る。	(A) 年1回(11月 に行う。) (B) 亀城公園 (C) 30人 (A) 月1回 (B) Gasta 東部 ガス LIFE STUDIO (C) 10人	(D) 土浦市に 関係する 若者およ び青少年 (E) 800人 (D) 土浦市に 在住する 子どもお よび子育て世帯 (E) 200人	600
③ 子どもや 青少年の 健全育成 を図る事 業	・ 高校生が地域を知るため のワークショップを開催 する。	(A) 年1回(9月 に行う。) (B) 中城通り商店 街 (C) 5人	(D) 土浦市に 在住、通学 する高校 生 (E) 10人	20

④ 青少年の参画するまちづくりに関する情報の収集および調査研究	・土浦市に関係する若者および青少年がまちに対してどのような希望や要望を抱いているのかの情報を収集する。	(A) 月 1 回 (B) 土浦市内 (C) 5 人	(D) 土浦市に関係する若者および青少年 (E) 38,000 人	0
⑤ 青少年の参画するまちづくりの推進を図る事業	・若者が集まる土浦市、活気ある未来の土浦市を実現するための具体的方策を話し合うための会議を開催する。	(A) 月 1 回 (B) 県南生涯学習センター (C) 20 人	(D) 土浦市に関係する若者および青少年 (E) 38,000 人	0

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

様式例（翌事業年度）

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 土浦わかもののまちプロジェクト

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の実 施予定場所 (C) 従事者の予定 人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 青少年の 居場所づ くり事業	・ 青少年の居場所となるユ ースセンターを開設・運 営する。	(A) 通年 (B) 土浦駅周辺 (C) 20 名	(D) 土浦市に 関係する 若者およ び青少年 (E) 40,000 人	2000
② 子どもや 青少年の 社会教育 を図る事 業	・ 高校生が主催し青少年が 集う地域イベントを開催 する。 ・ 高校生が主体となって行 う子ども食堂を開催す る。	(A) 年1回(11月 に行う。) (B) 亀城公園 (C) 30 人 (A) 月1回 (B) Gasta 東 部 ガ ス LIFE STUDIO (C) 10 人	(D) 土浦市に 関係する 若者およ び青少年 (E) 800 人 (D) 土浦市に 在住する 子どもお よび子育て世帯 (E) 200 人	600
③ 子どもや 青少年の 健全育成 を図る事 業	・ 高校生が地域を知るため のワークショップを開催 する。	(A) 年1回(9月 に行う。) (B) 中城通り商店 街 (C) 5 人	(D) 土浦市に 在住、通 学する高 校生 (E) 10 人	20

④ 青少年の参画するまちづくりに関する情報の収集および調査研究	・土浦市に関係する若者および青少年がまちに対してどのような希望や要望を抱いているのかの情報を収集する。	(A) 月 1 回 (B) 土浦市内 (C) 5 人	(D) 土浦市に関係する若者および青少年 (E) 38,000 人	0
⑤ 青少年の参画するまちづくりの推進を図る事業	・若者が集まる土浦市、活気ある未来の土浦市を実現するための具体的方策を話し合うための会議を開催する。	(A) 月 1 回 (B) 県南生涯学習センター (C) 20 人	(D) 土浦市に関係する若者および青少年 (E) 38,000 人	0

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人土浦わかものまちプロジェクト
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	38,000		
賛助会員受取会費	10,000		
		48,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	250,000		
		250,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000		
受取公的補助金	300,000		
		400,000	
4. 事業収益			
子どもや青少年の社会教育を図る事業収益		34,000	
5. その他収益			
経常収益計			732,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	100,000		
諸謝金	80,000		
印刷製本費	130,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
消耗品費	130,000		
賃借料	130,000		
保険料	30,000		
その他経費計	620,000		
事業費計		620,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
管理費計		0	
経常費用計			620,000
当期経常増減額			112,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			112,000
設立時正味財産額			111,415
次期繰越正味財産額			223,415

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP61の様式例を参照）。

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人土浦わかもののまちプロジェクト
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	45,000		
賛助会員受取会費	60,000		
		105,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	655,000		
		655,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	150,000		
受取公的補助金	1,800,000		
		1,950,000	
4. 事業収益			
子どもや青少年の社会教育を図る事業収益		35,000	
5. その他収益			
経常収益計			2,745,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	100,000		
諸謝金	100,000		
印刷製本費	150,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	60,000		
消耗品費	200,000		
賃借料	160,000		
減価償却費	1,800,000		
保険料	30,000		
その他経費計	2,620,000		
事業費計		2,620,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			2,620,000
当期経常増減額			125,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			125,000
前期繰越正味財産額			223,415
次期繰越正味財産額			348,415